

取締役の職務権限規程

第1章総則

(目的)

第1条この規程は、イング総合計画株式会社（以下「この法人」という。）の定款第61条の規定に基づき、取締役の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条取締役は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章取締役の職務権限

(取締役)

第3条取締役は、株主総会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表取締役)

第4条代表取締役の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表取締役としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 株主総会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を株主総会に報告する。

第6条この規程の改廃は、株主総会の決議による。

附則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

